

# 田村バイオマスの最近の動き 今回の原告準備書面のポイント

田村バイオマス訴訟支援の会/ちくりん舎

青木一政

# 田村バイオマスが売電開始(4月7日)

田村BEのHPより <https://www.tamura-be.jp/>

エネルギーの地産地消に貢献します  
田村バイオマスエナジー

## NEWS

お知らせ

お知らせ	2021年2月4日	田村バイオマスエナジーのホームページを新設いたしました。
	2021年4月7日	売電を開始しました。

# 大気汚染対策にはバグフィルタの説明のみ HEPAフィルタの説明はなし

株式会社  
田村バイオマスエナジー

ホーム 会社概要 事業案内 **環境対策** グループの取り組み お問い合わせ

## ENVIRONMENTAL

環境対策

田村バイオマス発電所における、環境対策についてご紹介します。

HEPAフィルタの説明なし

### 大気汚染対策

燃焼ガス中に含まれるばいじんは、バグフィルタによって捕集し、国が定める基準値以下の安全な状態で排気します。

# 受け入れ木質チップ濃度(2月度)は最大96.9Bq/kg

2021年3月22日時点

田村バイオマス発電所 2021年2月度\_放射性物質等維持管理記録

株式会社田村バイオマスエナジー

測定項目	測定方法	単位	規制値	自主基準値	2月			
					31~6日	7~13日	14~20日	21~27日
木質チップ中の放射性物質濃度	自社測定器	Bq/kg	なし	100	ND~96.9	ND	ND~61.2	ND~95.3
	計量業者委託				18	18	25	15.4
焼却灰中の放射性物質濃度	自社測定器	Bq/kg	なし	8,000	586~2,615	----	461~2,203	714~3,106
	計量業者委託				1,356	----	1,464	2,035
敷地境界線上の空間線量率	自社測定器	μSv/h	0.23	0.23	0.06~0.08	0.06~0.07	0.05~0.08	0.06~0.07
排ガス中のばい煙量・濃度	自社測定器※3	g/m <sup>3</sup> N	0.3	0.05	0 ( <0.0005)	----	0 ( <0.0005)	0 ( <0.0005)
	計量業者委託				<0.001	----	<0.001	<0.001
排ガス中の放射性物質濃度	計量業者委託	Bq/m <sup>3</sup> N	なし※1	ND	ND	----	ND	ND
排水中の放射性物質濃度	計量業者委託	Bq/L	なし※2	ND	ND	----	ND	ND

基準100Bq/kgに対してぎりぎり。放射能の測定誤差は通常30~20%程度が普通。  
ほとんどNGレベル。⇒放射能測定について素人(無知)管理レベル。

# 田村バイオマス訴訟の経緯

日付	内容
2018年9月	田村市議会にて本田仁一市長がバグフィルタの後段に <u>HEPAフィルタを設置</u> と説明。「4月から5月にかけて上大越地区を対象に住民の意識調査を実施したところですが、 <u>「放射能への不安」</u> など、発電事業の実施に伴う「不安・心配」について <u>多くの回答</u> をいただいたため、発電事業者と協議し、 <u>国内最高レベルの安全対策</u> を講じることとしたところであります。」
2019年4月	第1回地域協議会開催「木質バイオマス発電事業について」
2019年4月	同協議会での説明資料を入手。 <u>HEPAフィルタの外形図</u> を見て、 <u>HEPAフィルタの性能が保証できない(保証する気のない)</u> 偽設備であることを確信。プラント技術者の会にも協力をいただき、 <u>偽設備であることを確認</u> 。
2019年9月	福島地裁に <u>訴状提出</u> 。 <u>被告は本田仁一田村市長</u> 。田村BEに支出した <u>11億6300万円の補助金</u> は、田村BEの「 <u>HEPAフィルタ設置</u> 」は <u>虚偽</u> であり <u>詐欺</u> あるいは、 <u>市の錯誤</u> に基づくものであるから <u>損害賠償請求又は不当利得返還請求をせよ</u> 。
2019年11月14日 第1回法廷	●被告:バグフィルタが「安全確保対策」、 <u>HEPAフィルタ設置は「安全」対策を超えた「安心」対策と主張</u> 。田村市長・田村BE(タケエイ)の説明と明らかに矛盾。
2020年1月28日 第2回法廷	●原告: <u>「安心」と「安全」の意味</u> するところが必ずしも明らかでないので説明をされたい。被告の主張は <u>バグフィルタによって既に十分な集塵が行われているので、HEPAフィルタは、ただ飾りとしてついているだけ、ということなのか明らかにされたい</u> 。HEPAフィルタにも集塵機能を予定しているのであれば、 <u>どのような集塵性能を予定しているのか明らかにされたい</u> 。

# これまでの論争の主な経緯

日付	内容
2020年3月24日 第3回法廷	<p>●被告: 環境省が示す安全基準をクリアしたうえで、<u>さらに安全レベルを高めることが「安心」であり</u>・<u>HEPAフィルタ</u>による集塵が実際に<u>行われないわけではないが</u>、既にバグフィルタによって十分な集塵がなされたという意味で、<u>極めて限定的な意味での集塵</u>をおこなう設備であると被告は考えている。・<u>HEPAフィルタを通過することで更にクリーンな排ガスになる</u>。その意味で、<u>個別の集塵性能を数値化しているものではない</u>。</p> <p>●被告: 原告らが主張する「<u>JIS Z 4812</u>」は<u>原子力施設の排気系用</u>。本件施設が原子力関連施設であるとの<u>誤った前提</u>に基づいている。<u>本件施設で用いるHEPAフィルタは「JIS Z 8122」の規格を満たしたものの</u>。</p>
2020年6月2日 第4回法廷	<p>●原告: <u>JIS Z 8122の適用範囲は室内空調用、放射能の問題は含まない</u>。つまり煙突からの<u>排ガス用でもなければ、放射能用でもない</u>。</p> <p><u>「HEPAフィルタ」=高性能</u>というイメージを利用して、放射能の拡散に危惧と不安を抱いた<u>住民を騙すもの</u>にほかならない。</p> <p>●裁判所: あらためて原告側から<u>燃料として放射性物質</u>の付着したものが持ち込まれる可能性や事前検査についての問題点、および<u>バグフィルタでは放射性物質が捕捉が機能しない</u>ことの主張を整理して出して欲しい。</p>
2020年8月18日 第5回法廷	<p>●原告: <u>HEPAフィルタ性能についての虚偽説明が主要な争点であることを改めて主張</u>。その上でバグフィルタの問題点について指摘。搬入される燃料及びその検査に関する問題点の指摘。</p> <p>●被告: 原告側の主張に対するを<u>反論次回2回にわたって行う</u>。</p>

# これまでの論争の主な経緯

日付	内容
2020年10月27日 第6回法廷	●被告:本件では、①本件施設に搬入される <u>木材の放射性セシウム濃度およびその検査体制</u> 、②本件施設に設置される <u>バグフィルタ自体の安全性</u> 、③②を前提として <u>HEPAフィルタ設置の意義および安全性が問題</u> となっている。 ⇒明らかに <u>被告側の争点ずらし</u> 。
2021年1月12日 第7回法廷	●被告:これまでの <u>主張の繰り返し</u> 。 <u>都合の悪い部分</u> については <u>無視</u> 。

当方の基本的な主張は昨年6月の第4回法廷でほぼ展開済

裁判所の指示でバグフィルタの問題点、燃料木材の汚染についての主張を再度整理して展開。(昨年8月第5回法廷)

第6回(昨年10月)、第7回(今年1月)と被告側の主張:  
論点すりかえ、これまでの主張の繰り返し、都合悪い部分は無視

今回(第8回)

時間かせぎ?  
10か月かけてま  
ともな反論無し。

# 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

## はじめに

本書面は、被告の令和2年10月20日付第3準備書面及び令和2年12月22日付第4準備書面に対して、認否・反論を行うものである。

また、被告の主張には、不明な点が多々あるので、適宜求釈明を行う。

それから、被告の主張は、原告らの主張を十分に理解していないか、或いは、故意に論点をすり替えようとしていると考えられる点が散見されるため、繰り返しになるかも知れないが、最初に、原告らの主張の骨子を述べておく必要がある。



## 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

### ●本件事件の主要な論点について

（これまでの田村市長の議会説明や議会での答弁から）HEPAフィルタは、安全対策の重要な一環として位置付けられているものである。ところが、このHEPAフィルタが実は役に立たない代物である、というのがこの訴訟の主たる争点である。

### ●被告の理解不足ないし論点のすり替え

被告は、第3準備書面及び第4準備書面において、随所で、バグフィルタだけで十分な安全性を確保することができる、という趣旨の主張を行っている。

原告らの主張は、バグフィルタだけでは安全性が確保できないから、安全性を確保するためにHEPAフィルタを取り付ける、というものではない。原告らの主たる主張は、「田村BEの説明は、HEPAフィルタによって、『バグフィルタによる集塵よりもさらに安全性を高める』『国内最高レベルの安全対策を講じる』というものであるが、本件施設に設置されるHEPAフィルタは役に立たないから、田村BEの説明は虚偽である」というものである。

# 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

## ●（前記を踏まえての）求釈明

### (1) 論点すりかえ問題：

被告の主張は「バグフィルタだけで十分な安全性を確保することができるから、HEPAフィルタの問題を具体的に取り上げる必要がない」というものだと理解してよいか。

### (2) 冷却水確保の問題：

被告は、原告らの、本件施設の減温塔は役に立たないから、本件施設のバグフィルタは役に立たないという主張について、全く反論を行っていないが、争わないという趣旨であると理解してよいか。もし争うということであれば、具体的な根拠を以て反論をされたい。

### (3) HEPAフィルタの根拠とするJIS問題：

「被告が、本件会社の設置するHEPAフィルタを、「JIS Z 8122」に基づくものと主張するのであれば、それこそ原告らが主張する虚偽の証拠であると結論付けざるをえない。放射能を含む排ガスの拡散を問題視する住民に対して、放射能とは関係がなく、また煙突からの排ガス用という…目的でないものを「HEPAフィルタ設置」と称しているからである」という点について反論が見られない。この点について、被告は争わない趣旨と理解してよいか。もし、争うということであれば、具体的な根拠を以て反論をされたい。

# 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

## ●その他の反論ないし求釈明

1. 搬入される木材チップが自主基準の100Bq/kgを超える可能性が極めて高い。  
2月度の試運転中の木材チップの最高値が96.9Bq/kgを示している。放射能測定では測定誤差は30~20%程度が常識的、10%の誤差内で測定は極めて難しい。
2. 受け入れチップ測定をわずか1~2分で行うと説明している。  
このような短時間では到底測ることはできない。  
測定器の型式、測定時間、トラックからサンプリングして測定までの具体的な流れ。具体的な濃度判定基準、基準を超えた場合の措置方法について求釈明。
3. ボイラー投入前の測定について説明が変遷しデータが公開されていない。  
ボイラー投入前の測定をやるのかどうか、その場合の具体的方法について
4. 試運転での集塵率測定結果について  
バグフィルタの集塵率の測定方法、測定結果について求釈明。  
HEPAフィルタの現地設置後の試運転方法とその結果、集塵率について求釈明。
5. 被告は長々と炉基法を引用、本件施設が原子力関連施設でないことを説明。  
原告は本件施設が原子力関連施設あるという主張をしていない。紙の無駄と批判。

# 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

## ●その他の反論ないし求釈明

6. HEPAフィルタが二重系統になっていない点について。  
原告らの主張は、「安全性」が保てないということではなく、HEPAフィルタの異常時にプラント停止を極力さけるという営利目的のプラント設計におけるもつとも基本的な設計思想を欠いているということである。  
⇒HEPAフィルタをまともに運用する意図がない設計。
7. HEPAフィルタにバイパス系統がない。（あらたな論点）  
「バグフィルタで安全が確保されている」というのであれば、バイパス系統を設けて、HEPAフィルタ異常時にバイパス系統で排ガスを排出すれば良い。バイパス系統すら設置されていない。  
⇒HEPAフィルタをまともに運用する意図がない設計。
8. プレフィルタが設置されていない。HEPAフィルタが突然目詰まりする可能性大。HEPAフィルタが目詰まりしても問題はないということか求釈明。目詰まりはどのような機構で監視しているのか求釈明。目詰まりを起こした場合のフィルタの交換方法及び交換後の試験方法について求釈明。
9. HEPAフィルタ異常時の交換や交換後の試験が狭くてできない。  
改めて、本件施設のHEPAフィルタに関する部分の設計図面の提出を求める。  
また、HEPAフィルタ交換作業、交換後の試験方法について具体的な説明を求める。

# 今回（第8回法廷）での原告の主な主張（準備書面（4））

## ●その他の反論ないし求釈明

10. ブロワがHEPAフィルタ上流にあるためダクトの穴あき等で漏れる可能性。  
原告は漏れてもバグフィルタで安全性は確保されているため基準値を越えるものではないと説明。  
⇒漏れても「安全」「基準値をこえるものではない」ということであれば、そもそも「安全管理対策としてHEPAフィルタを設置」、「国内最高レベルの安全対策」という本田仁一市長の発言の真意を問わなければならない。
11. 被告は「バグフィルタによって環境や人体に影響を及ぼすような放射性物質の放出が想定されていない以上、田村バイオマスエナジーが公開している検査基準では、たとえHEPAフィルタが機能していなくても検査基準を超えないこととなるのも当然である」と主張している。  
⇒そうであるなら、HEPAフィルタが全く機能していなくとも問題にはならず、結果として被告本田仁一の「HEPAフィルタ設置」という発言は、実態を伴わない「虚偽」の説明であったことを裏付けることになる、と反論。

「田村バイオマス訴訟支援の会」  
へご支援をよろしくお願いします。



FB 公開グループ「田村バイオマス訴訟支援の会」  
<https://www.facebook.com/groups/468923530580459/?ref=bookmarks>

- ゆうちょ銀行 振込口座 00270-8-106485  
加入者名:田村バイオマス訴訟支援の会  
タムラバイオマスソショウシエンノカイ
- 他の銀行からの振込  
店名:〇一九(ゼロイチキュウ店)  
預金種別:当座  
口座番号:106485